

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム （事業所台帳管理システムを含む）の共通化について

令和 7 年 3 月 3 1 日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部

令和6年度共通化の対象候補について

- ・ 第2回 国地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(10/29)において、基本方針に基づき、令和6年度共通化の対象候補を以下のとおり決定。
- ・ 令和6年度の共通化の対象候補となった業務システムの所管府省庁は、令和7年3月までに、共通化推進方針案を作成し、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会に協議をすることを原則としている（※令和6年度中にサービスインを求めるものではないため留意が必要）。

※DPI（機能拡充を含む）及び既に提供している共通SaaS（共通機能）（自治体窓口SaaS、給付支援サービス等）の利用拡大にも取り組む <デジタル庁>

I. デジタル化に伴う事業活動等の変容に即した行政手法の改革

- ① 入札参加資格審査システム<総務省> 【提案募集】
- ② 環境法令に係る申請・届出システム<環境省、デジタル庁> 【分権提案】
- ③ 建築確認電子申請システム等<国土交通省> 【分権提案】
- ④ 預貯金照会のオンライン化の拡大<デジタル庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）> 【分権提案】

II. デジタルの活用により可能となる国・地方自治体関係の合理化

(1) クラウドの活用による情報集約手法のフラット化

- ⑤ 選挙結果に関する調査・報告システム<総務省> 【分権提案】
- ⑥ ふるさと納税の返礼品確認システム<総務省> 【分権提案】
- ⑦ 国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大<デジタル庁、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁> 【經由事務】
- ⑧ 經由調査の一斉調査システムの利用拡大等<内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省> 【經由調査】

(2) システム共用化による国の制度改正への対応の即時化・省力化

- ⑨ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム<デジタル庁及び東京都（指導検査業務等の制度所管省庁）> 【提案募集】
- ⑩ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む）<厚生労働省> 【提案募集】

III. データの可視化・活用による政策実施等の的確化

- ⑪ 重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム<厚生労働省> 【TYPES】
- ⑫ 自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム<総務省> 【提案募集】

+ 【調査・検討】20業務に密接に関連する業務のシステム状況調査及びその結果を踏まえ、共通化の是非や可能性を検討 <デジタル庁> 【密接関連】

● 令和6年10月29日 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（第2回） 資料（抄）

10. 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）

(1) 制度所管府省庁
厚生労働省

(2) 選定の理由

障害のある方々に障害福祉サービス等を提供する事業者は、障害者総合支援法に基づき、都道府県等から指定を受けるための申請を含む各種申請・届出等の手続を行う必要がある。現在、その手続は、事業者が紙の書類を対面で都道府県等に申請し、都道府県等は紙の書類に基づき、事業所情報をそれぞれ独自の事業所台帳管理システムに入力し、事業所の管理を行っていることが多い。

障害福祉サービス指定事業者等は、各都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連）に対し、サービス提供の報酬を請求するが、その際、都道府県等は当該国保連に対し、報酬算定となる事業者の基礎資料を、事業所台帳管理システムから出力して提供している。

事業者から都道府県等への指定申請等を電子的に行うことができるシステムの整備については、既に「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）に盛り込まれており、これに向け、厚生労働省では、令和5年度に標準様式等の作成、令和6年度に調達様式・要件定義の作成やシステムに必要な機能の検討を進めており、令和7年度概算要求で独立行政法人福祉医療機構においてシステムを構築するために必要な経費を計上している。これに加えて、業務管理体制に係る指導監査に必要な事業者情報を登録する業務管理体制データ管理

システムについても、事業者等がオンラインで届出を行うためのシステム改修に必要な費用を令和7年度概算要求に計上している。

こうした中、地方自治体からの提案募集の中で、3年に一度行われる報酬改定や、その他の改正制度の都度、求められる基礎資料が変わることから、事業所台帳管理システムの改修が必要となり、都道府県等の負担となっていることについての指摘があり、システム共通化の提案が行われたところ。

事業者・自治体間で行われる障害福祉関係の手続については、都道府県等にとって共通のものであり、事業所台帳管理システムに加え、電子申請・届出システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方がトータルコストを最小化できる可能性があるため、共通化の対象候補とする。なお、既にこれらの整備に向けた調整が進んでいることから、関係者との調整、他の地方自治体の意向、共通化のフィージビリティ等の検討を進める必要がある。

＜参考＞提案募集（#228、229）

(3) 依頼事項

厚生労働省は、令和7年3月末までに、共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、報酬改定等の制度改正による地方自治体への影響を最小限にすることを含め、障害福祉サービス等事業者等の指定申請から報酬請求までの全体の業務のフローのデジタル化を進め、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。

施策の目的

現在、各自治体において整備されている障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムと、その他の自治体・事業者間の手続きに関するシステムの共通化に向け、実態調査や要件定義等を行う。

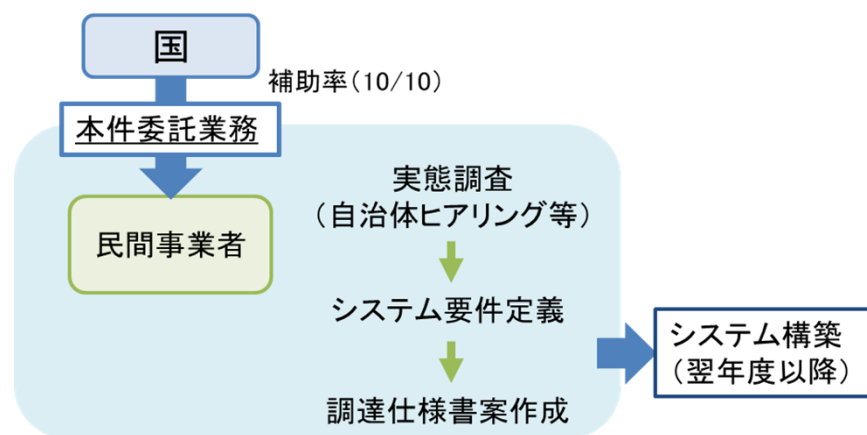
対策の柱との関係

○		

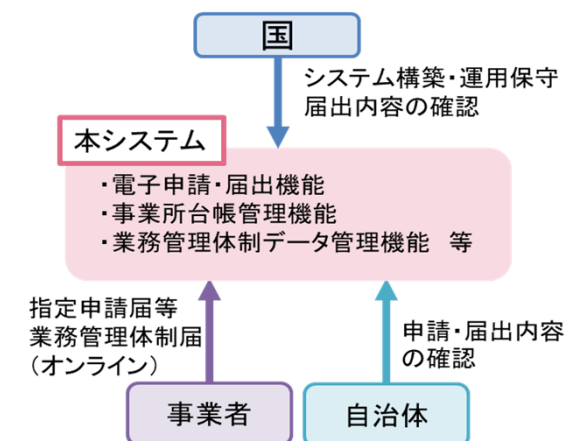
施策の概要

令和6年9月24日の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」が共通化の対象候補案とされたことから、事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化について、地方自治体等への実態調査やシステムの要件定義等を実施する。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



〈参考〉システム共通化構築イメージ



施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通化されたシステムが構築されることで、業務ごとにシステムを管理するよりも利便性が向上し、トータルコストを最小化できる可能性がある。本システムの構築に向け、実態調査等を踏まえシステム構築の対象範囲を決めて要件定義を行い、調達のための仕様書を作成する。